

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 10 月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700120 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700100 号

第1 結論

昭和 41 年 7 月 21 日から昭和 43 年 6 月 25 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 43 年 6 月 28 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の B 社 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 45 年 1 月 18 日から昭和 46 年 2 月 19 日までの期間について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 46 年 7 月 21 日から昭和 47 年 11 月 25 日までの期間について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 57 年 5 月 10 日から平成 5 年 2 月 15 日までの期間について、請求者の D 社 (その後、E 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成 5 年 8 月 15 日から平成 18 年 2 月 2 日までの期間について、請求者の D 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 21 日から昭和 43 年 6 月 25 日まで
② 昭和 43 年 6 月 28 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 1 月 18 日から昭和 46 年 2 月 19 日まで
④ 昭和 46 年 7 月 21 日から昭和 47 年 11 月 25 日まで
⑤ 昭和 57 年 5 月 10 日から平成 5 年 2 月 15 日まで
⑥ 平成 5 年 8 月 15 日から平成 18 年 2 月 2 日まで

前回、i) 請求期間① (今回は、昭和 41 年 7 月 21 日から昭和 43 年 6 月 24 日まで) について、昭和 41 年 4 月 1 日に A 社に入社し、昭和 43 年 6 月 23 日に退職するまで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 21 日までの期間のみとなっていること、ii) 請求期間②、③及び④ (今回は、昭和 46 年 7 月 21 日から昭和 47 年 11 月 26 日まで) について、昭和 43 年 6 月 28 日に B 社に入社し、昭和 47 年 11 月 25 日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は、昭

和 43 年 7 月 1 日から昭和 45 年 1 月 18 日までの期間及び昭和 46 年 2 月 19 日から同年 7 月 21 日までの期間のみとなっていること、iii) 請求期間⑤及び⑥（前回は、平成 5 年 8 月 15 日から平成 18 年 2 月 3 日まで）について、昭和 57 年 5 月 10 日に D 社に入社し、平成 18 年 2 月 2 日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は、関係会社へ出向していた平成 5 年 2 月 15 日から同年 8 月 15 日までの期間のみとなっていることから、請求期間①から⑥までを、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成 28 年 1 月 20 日付けの通知を受け取った。

しかし、私は、請求期間①は A 社に、請求期間②、③及び④は B 社に勤務していた、また、請求期間⑤及び⑥は D 社に勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、前回の不訂正決定に納得できない。

今回、再度、訂正請求を行うので、調査の上、請求期間①から⑥までについて、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

前回の訂正請求について、請求期間①（前回は、昭和 41 年 7 月 21 日から昭和 43 年 6 月 24 日まで）は、i) A 社は、「請求者の請求期間①の在籍及び厚生年金保険料の控除については、確認できる資料がないため不明である。」と回答しており、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない、ii) 同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者は、昭和 41 年 7 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険証が返還された旨の記載があること、及び請求期間①に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番はないことが確認できる上、当該被保険者資格の喪失日は、オンライン記録と一致している、iii) 請求者の同社に係る雇用保険の記録においても、被保険者資格の喪失日は、オンライン記録と符合している。

請求期間②、③及び④（前回は、昭和 46 年 7 月 21 日から昭和 47 年 11 月 26 日まで）は、i) C 社は、保管している請求者の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に基づく記録から、請求者は、請求期間②、③及び④に、同社に在籍していなかったと回答している、ii) 請求者が同社で、一緒に勤務していたとする父親及び同僚は既に亡くなっている上、同社で請求期間②、③及び④に勤務していた複数の従業員に照会したものの、請求者を覚えている者はおらず、請求者の当該期間における同社での勤務実態を確認することはできない、iii) 上記の資格取得通知書及び資格喪失確認通知書から、請求者は、同社の厚生年金保険の被保険者資格を、昭和 43 年 7 月 1 日に取得し、昭和 45 年 1 月 18 日に喪失した後、再度、同資格を、昭和 46 年 2 月 19 日に取得し、同年 7 月 21 日に喪失していることが確認でき、これら同社における厚生年金保険被保険者資格の得喪年月日は、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者原票の記載、雇用保険の記録及びオンライン記録と一致又は符合している。

請求期間⑤及び⑥（前回は、平成 5 年 8 月 15 日から平成 18 年 2 月 3 日まで）は、i) 事業主の代理人である D 社の元取締役は、「請求者の請求期間⑤及び⑥の在籍及び保険料控除については、確認できる資料がないため不明である。」と回答している、ii) 同社の複数の従業員

は、同社では厚生年金保険の加入について、雇用形態によって異なる取扱いをしていた旨の回答をしていることから、同社では請求期間⑤及び⑥当時、従業員全てを厚生年金保険に加入させる取扱いとはなっていなかったことがうかがえる、iii) 同社は、平成13年3月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間⑥のうち、同年3月23日から平成18年2月3日までの期間については、適用事業所としての記録はない。

以上のことから、既に平成28年1月20日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、今回、請求期間①、④及び⑥について、前回の各請求期間の終期を変更した上で、請求期間①はA社に、請求期間②、③及び④はB社に勤務していた、また、請求期間⑤及び⑥はD社に勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うと主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、請求者は、請求期間①はA社に、請求期間②、③及び④はB社に勤務していた、また、請求期間⑤及び⑥はD社に勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うと主張するのみで、各期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を裏付ける新たな資料の提出はなく、それぞれ当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

また、請求期間⑤及び⑥については、請求者は、昭和61年4月20日から平成5年2月16日まで及び平成5年8月16日から平成17年12月23日までの期間において、住所地であったF県G郡H町で国民健康保険に加入していたことがH町の回答により確認できる。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含め再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。